

# 水質汚濁防止法に基づく一般排水基準

## (1) 有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアノ化合物	1 mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L

有害物質の種類	許容限度
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

- 備考 1 アルキル水銀の「検出されないこと。」とは、0.0005 mg/L未満をいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る排水基準は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量である。
- 4 別表1に掲げる有害物質の種類につき同表に掲げる業種その他区分に属する工場・事業場に係る排水基準は、令和7年6月30日まで（旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場にあっては、当分の間）は同表のとおりとする。
- 5 六価クロム化合物に係る排水基準は、令和6年4月1日において現に特定施設を設置（設置の工事をしているものを含む。）している特定事業場については、令和6年9月30日まで（水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については、令和7年3月31日まで）なお従前の例によること（0.5mg/L）とする。
- 6 別表2に掲げる有害物質の種類につき同表に掲げる業種に属する工場・事業場に係る排水基準は、令和9年3月31日までは同表のとおりとする。

別表 1

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量に関して、mg/L)	電気めっき業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	30
	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40
	下水道業 (旅館業 (温泉 (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。) を利用するものに限る。) に属する特定事業場 (下水道法 (昭和33年法律第79号) 第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。) から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	40
	金属鉱業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	100
	旅館業 (1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	300
	旅館業 (1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)	500
ふつ素及びその化合物 (単位 ふつ素の量に関して、mg/L)	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	12
	電気めっき業 (1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15
	旅館業 (水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。) の施行の際現に湧出しているなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15
	旅館業 (温泉 (自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。)を除く。以下この欄において同じ。) を利用するものであって1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30
	電気めっき業 (1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	40
	旅館業 (温泉 (自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。) を利用するものであって1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/L)	畜産農業 (水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号。以下「令」という。) 別表第一第1号の2ロに掲げる施設を有するものに限る。)	300
	ジルコニウム化合物製造業	350
	畜産農業 (令別表第一第1号の2イに掲げる施設を有するものに限る。)	400
	モリブデン化合物製造業	1,300
	バナジウム化合物製造業	1,650
	貴金属製造・再生業	2,800

備考1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 10 を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、 $C_i$ 、 $Q_i$  及び $Q$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_i$  当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位：ほう素の量に関して、mg/L）

$Q_i$  当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位： $m^3/日$ ）

$Q$  当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位： $m^3/日$ ）

別表2

有害物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物 (単位 mg/L)	電気めっき業	0.5

暫定排水基準の適用については、業種等の詳細な状況について判断が必要であるため、必ず相談窓口に確認してください。

(2) その他の項目（生活環境項目）

項目	水素イオン濃度 (水素指數) (pH)		生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量
	鉱油類含有量	動植物油脂類含有量						
許容限度	海域以外の公共用水域 5.8~8.6	海 域 5.0~9.0	160 mg/L (日間平均 120)	160 mg/L (日間平均 120)	200 mg/L (日間平均 150)	5 mg/L	30 mg/L	5 mg/L

項目	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌群数	窒素含有量	燐含有量
許容限度	3 mg/L	2 mg/L	10 mg/L	10 mg/L	2 mg/L	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	120 mg/L (日間平均 60)	16 mg/L (日間平均 8)

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際（昭和49年12月1日）現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6 窒素及び燐含有量についての排水基準は、窒素及び燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

・環境大臣が定める湖沼（富山県分）

項目	湖名
窒素	なし
燐	有峰ダム貯水池（有峰湖）、久婦須川ダム貯水池、熊野川ダム貯水池、祐延ダム貯水池、藤ヶ池、室牧ダム貯水池、黒部ダム貯水池（黒部湖）、五位ダム貯水池、子撫川ダム貯水池、桑ノ院ダム貯水池、布施川ダム貯水池、小牧ダム貯水池、臼中ダム貯水池、桜ヶ池、城端ダム貯水池、刀利ダム貯水池、利賀川ダム貯水池、境川ダム貯水池（桂湖）、上市川ダム貯水池、上市川第二ダム貯水池、白岩川ダム貯水池

・環境大臣が定める海域（富山県分）…………該当なし。

7 別表に掲げる項目につき同表に掲げる業種に属する工場・事業場に係る排水基準は、令和11年12月10日までは同表のとおりとする。

別表

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量 (単位 mg/L)	電気めっき業	4

備考 電気めっき業に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が当該業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、右欄に掲げるものを適用する。

暫定排水基準の適用については、業種等の詳細な状況について判断が必要であるため、必ず相談窓口に確認してください。

8 大腸菌群数に係る排水基準の適用は令和7年3月31日までとし、令和7年4月1日から大腸菌数に係る排水基準（日間平均 800CFU（コロニー形成単位）/mL）を適用する。